



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 L I X I L グループ
代表者名 代表執行役社長 藤森 義明
(コード番号 5938 東証・名証各一部)
問合せ先 執行役副社長 IR 担当 筒井 高志
(電話 03-6268-8806)

海外子会社における破産手続開始申立の検討に関するお知らせ

当社の子会社である Joyou AG (本社：ドイツ、フランクフルト証券取引所上場、以下、Joyou) は、平成 27 年 5 月 20 日 (ドイツ時間) に、現地法令に基づく損失の発生の通知及び第 1 四半期の財務報告の公表延期の決定を公表しましたので、お知らせ致します。当該公表において、Joyou は、「執行役会は、現在実施中の調査の状況に基づき、執行役会が破産手続開始の申立義務を負うかについて現在検討しています。」と述べています。

1. 公表の内容

平成 27 年 5 月 20 日 (ドイツ時間) に、Joyou が公表した内容 (日本語訳) は以下の通りです。

「ハンブルク (2015 年 5 月 20 日) - Joyou の執行役会 (management board) は、Joyou の子会社において現在実施中の調査の現状に基づき、適切な判断を下した結果、登録株式資本の半分の消失が生じたと想定される旨を通知します。当該損失は、Hong Kong Zhongyu Sanitary Technology Ltd. (注：Joyou の子会社) の株式につき見込まれる特別評価減に主な要因があります。上記の理由により、Joyou の執行役会は、臨時株主総会を遅滞なく招集し、ドイツ株式会社法 92 条(1)に基づき、登録株式資本の半分が失われたことを株主総会に報告する予定です。

また、Joyou は、当初 5 月 22 日に公表が予定されていた、2015 年度第 1 四半期の財務報告の公表を延期することを公表しました。

執行役会は、現在実施中の調査の状況に基づき、執行役会が破産手続開始の申立義務を負うかについて現在検討しています。」

当社としては、現在入手できる情報に基づき、直ちに公表を行うことが透明性と適時開示の趣旨にかなうものと考えます。Joyou が破産手続開始を申し立てた場合、LIXIL の財務諸表に与える影響につきましては、判明次第、公表致します。

2. 経緯

平成 27 年 4 月 27 日に、Joyou の監査役会 (supervisory board) は、Joyou の財政状態について特別監査を行うことを公表しました。その後、Joyou は、平成 27 年 5 月 3 日に、Joyou の子会社において実施中の特別監査により、売上、負債及び利用可能な現金の額が、2014 年度の Joyou の財務報告にて報告された各金額から、

大きく乖離しているとの暫定的な結果が示されたことを公表しました。このような乖離により、Joyou の 2014 年度の財務報告における同社の純資産、財政状態及び利益の状況が過度に良く見せられていた可能性があります。乖離の程度については分析技術を有する会計専門家と法律顧問が現在調査中でありま

す。乖離の程度については分析技術を有する会計専門家と法律顧問が現在調査中でありま
当社は、現在、当社決算に与える影響を確認し、平成 27 年 3 月期決算を公表するため、Joyou と協力しつ
つ、Joyou の財務情報に関連する事実を調査しております。当社は、本件の根本原因をより深く理解し、適切
な改善措置を特定し構築するため、外部弁護士及び分析技術を有する会計専門家による助力を受けつつ、広範
な調査を継続していく所存です。当社は、今後、調査の結果を開示していく予定です。

当社は、Joyou の決定に関して、当社の平成 27 年 3 月期決算への影響を精査してまいります。決算発表日
については、決定次第、速やかに公表する予定であります。当社の定時株主総会は、予定通り 6 月下旬に開催
する予定です。

株主、投資家ほか関係各位の皆様に対して、多大なるご迷惑とご心配をおかけ致しますことを深くお詫び申
し上げます。

3. Joyou の概要

(1)	名 称	Joyou AG
(2)	所 在 地	Gasstr. 18, Haus 6A, 22761 Hamburg, Germany
(3)	代表者の役職・氏名	Gerald Mulvin (暫定 CEO)
(4)	事 業	衛生陶器等の製造・販売
(5)	資 本 金	23,967千ユーロ
(6)	設 立 年	1988年
(7)	大株主及び持株比率	Joyou GROHE Holdings AG 65.1% GROHE Group S.à r.l. 7.2%
(8)	当社と当該会社との関係	当社が、72.3%のJoyou 持分を間接的に保有しております。 また、当社の連結子会社である株式会社 LIXIL の取締役1名は Joyou の監査役会 (supervisory board) のメンバーです。なお、当社の子会社と Joyou の子会社との 間に、販売及び調達に関する取引関係があります。

注：Joyou の最近の経営成績及び財政状態については現在調査中のため記載しておりません。

4. 損失の発生の見込み及び当社決算への影響について

Joyou が破産手続開始を申し立てた場合、当社としては、当社及び GROHE Group S.à r.l. の各監査人と協力
し、当社の決算に与える影響を精査してまいります。Joyou が破産手続開始を申し立てた場合は、平成 26 年
3 月期及び平成 27 年 3 月期の連結財務諸表に影響する可能性があります。

まず、当社は、GROHE Group S.à r.l. を通じて Joyou 株式を間接的に所有しており、本年 5 月 7 日に当社が
公表したところでは、Joyou 分ののれん等の当社持分は約 100 億円と記載しておりましたが、Joyou が破産手
続開始を申し立てた場合、当社が連結財務諸表において取得時に投資有価証券として認識した Joyou の株式価
値約 250 億円につき損失が発生する可能性があります。

また、当社は、Joyou の子会社の債務に関して、債務保証を行っておりますが、Joyou が破産手続開始を申
し立てた場合、当該保証につき、最大約 160 億円の損失が発生する可能性があります。

上記の各損失が生じた場合には、持分法による投資損失として計上することが想定されます。

その場合には、平成 27 年 3 月期の第 3 四半期（当社における平成 26 年 4 月－12 月、Joyou における 2014 年 1 月－9 月）に当社の連結営業外損益に計上した Joyou 分の持分法による投資利益は 9 億円につきましては訂正される見込みです。

Joyou が破産手続開始を申し立てた場合の当社連結財務諸表への影響は、例えば調査に伴う費用など、必ずしも上記の額に限定されるものではありません。当社決算への影響や損失額につきましては、確定次第、速やかに公表いたします。

以上